

福岡県公報

平成十九年八月十三日
第二千七百十四号
増刊 ①

目次

規 則 (第六十号)

福岡県建築士法施行細則の一部を改正する規則 (建築指導課) …………… 一

規 則

福岡県建築士法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年八月十三日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第六十号

福岡県建築士法施行細則の一部を改正する規則

福岡県建築士法施行細則(昭和二十五年福岡県規則第百一十号)の一部を次のように改正する。

第八条第三項を削り、同条第二項中「死亡し、又は失そう宣告」を「失踪の宣告」に改め、「死亡又は失そうの」を「失踪の」に、「死亡又は失そう宣告」を「失踪の宣告」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「免許の」を「法第九条第一項第一号の規定による免許の」に改め、同項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

二級建築士又は木造建築士は、法第八条の二(第三号に掲げる場合に該当する場合に限る。)の規定による届出をする場合においては、届出書に、免許証を添え、これを知事に提出しなければならない。

第八条第四項中「第九条前段」を「第九条第一項(第一号及び第二号を除き、第三号にあっては法第八条の二第三号に掲げる場合に該当する場合に限る。)」に、「よつて」を「より」に改める。

第九条第一項中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

第十七条の見出しを「(受験者の不正行為に対する措置に関する報告書)」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「前項の規定により第一項」を「法第十三条の二第二項の規定により同条第一項」に改め、同項を同条とする。

第二十一条中「法第二十三条の六」を「法第二十三条の七」に改める。

様式第一号中

1 後見開始又は保佐開始の審判を受けていますか	いる	いない
2 二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。	ある	ない
3 取り消されたことのあるときはその年月日	年 月 日	
禁じ以上の刑に処せられたこと又は建築に関し罪を犯し、罰金以上の刑に処せられたことがありますか。	ある	ない
あるときは、その罪及び刑		

1 後見開始又は保佐開始の審判を受けていますか	いる	いない
2 禁じ以上の刑に処せられたことがありますか。	ある	ない
あるときは、その罪及び刑		
あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日	年 月 日	
3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。	ある	ない
あるときは、その罪及び刑		
あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日	年 月 日	
4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。	ある	ない
あるときは、その日	年 月 日	
5 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第9条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。	ある	ない
業務の停止の処分を受けたことがありますときは、その停止期間	年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで

改める。

様は第六号中「第8条第1項」を「第8条第2項」と改定し、
 様は第六号中「福岡県建築士法施行細則第8条第3項」
 第2項を「建築士法第8条の2第1号及び第2号並びに福岡県建築士法施行細則第8条第3項」に「失せう宣告」を「失踪宣告」と改定し、
 様は第十号中「第23条の6」を「第23条の7」と改定し、
 附則
 この規則は、公布の日から施行する。

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）